

# 令和8年度 事業計画及び予算編成

## 1. 基本方針について

- ①本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生の上と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ②一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し、組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

## 2. 事業計画について

- ①事業検討委員会に、諮問に基づく事業の検証や中長期の展望に立った答申を求め、変化に対応できる体制確立をめざします。
- ②財政状況を勘案する中、会員の福利厚生事業の充実を図るように努めます。
- ③互助組合の有する大切な情報資産を確実に守り、信頼される事業推進に努めます。
- ④各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大（新採用者の全員加入、未加入者の加入促進、退職者への退互部加入）に努めます。
- ⑤県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑥公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立をめざします。

## 3. 予算編成の方針について

- ①教職員数減や低金利等、厳しい状況を踏まえ、適正な事業経営と健全な財務体制を維持し、引き続き諸経費等の節減に努めます。
  - ②「公益法人会計基準」に基づいた財務諸表を編成します。
  - ③会員の掛金は、現行どおり給料（本俸+調整額）×1/100とし、その内20%を一般会計事業費に充て、80%を退職生業資金支払準備金とします。
  - ④退職互助部の加入金は、第3回理事会での決定額90万円とします。
- (1) 現職会員事業
- ①教育文化事業  
各種教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。
  - ②会員医療見舞金（会員に対する医療給付）  
会員が医療機関で受診したとき、法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から2,000円と100円未満の端数を控除した額を上限6,000円の範囲内で給付します。
  - ③療養見舞金  
会員が引き続き30日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合  
無給休職療養で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付が終了したとき  
→ 50,000円  
有給休職及び無給休職期間で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付を受けているとき → 10,000円
  - ④会員入院療養見舞金  
会員が5日以上入院したとき 1日につき700円を給付します。

⑤災害見舞金（災害をうけたとき）

会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき

全壊又は全焼した場合	→	200,000円以内
半壊又は半焼した場合	→	100,000円以内
1/3の場合	→	50,000円以内
1/3～1/5の場合	→	30,000円以内
一般見舞金	→	10,000円以内

⑥死亡弔慰金

本人	→	200,000円
配偶者	→	50,000円
扶養家族	→	10,000円

⑦出産見舞金

会員及び会員の配偶者が出産したとき 10,000円

⑧入学祝金

会員の子供が小学校に入学したとき 5,000円

⑨卒業祝金

会員の子供が中学校を卒業したとき 5,000円

⑩結婚祝金

会員が結婚したとき 30,000円

⑪介護手当金

会員が介護休暇を取得したとき、3ヵ月を限度として日額8,000円を給付します。  
（公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後）

⑫退職生業資金

会員が退職した時、規程に基づき給付します。

⑬永年加入無給付者給付金

互助組合加入20年以上、年齢45歳以上で医療見舞金、入院見舞金以外の給付を受けていない会員に15,000円を給付します。（但し会員期間1回限り）

⑭会員のための福利厚生事業

放送大学履修補助、健康相談事業、元気回復事業、法律相談事業、  
地区厚生事業助成金

(2) 退職会員事業

①療養補助金

★70歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、支払った医療費から2,500円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき20,000円を限度とし、同一年度の給付合計は、60,000円を限度とする。

★70歳以上83歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の1割から1,000円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき10,000円を限度とし、同一年度の給付合計は40,000円を限度とする。

②入院見舞金

70歳以上の会員が、連続して21日以上入院し、受診治療を受けたとき  
10,000円を給付（同一年度1回とする）

③療養補助金無給者祝金

入会から10年間療養補助金を受けなかった会員に20,000万円を給付  
（1回限り）

④死亡弔慰金

会員が死亡したときには、10,000円  
（世話人さんに香料としてお届けいただく）

⑤長寿祝品

会員に古希・喜寿・米寿・白寿の祝品を送付する。

⑥退会金について

会員が死亡又は、83歳以上で退会したとき、入会金と同額を給付する。

⑦人間ドック補助金

入会3年目、6年目、9年目の会員 20,000円を限度に補助

⑧お世話料（世話人）

世話人に1人2,000円

⑨地区福祉・厚生・文化事業助成金

各地区に事業助成金として、会員数×1,000円＋世話人数×1,000円

⑩互助だより発行

互助だより退互部編を年3回発行します。

(3) 団体契約・斡旋事業

- ①明治安田生命保険相互会社・・・互助団体生命共済
- ②明治安田損害保険株式会社・・・傷害プラン・長期療養プラン他
- ③東京海上日動火災保険株式会社・・・所得補償保険・医療保険
- ④株式会社山交・・・ガン保険
- ⑤(株)FDK・・・コサージュの斡旋
- ⑥(株)リョーウン・・・ギフト商品

(4) 受託事業

- ・山梨県教育委員会受託（教職員元気回復事業、教職員健康管理推進事業）
- ・（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部
- ・教職員共済生活協同組合山梨県事業所
- ・株式会社山梨教互

※特約店割引（会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧）

次の一覧以外に株式会社山梨教互のサポートカンパニーも有

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ・めがね店<br>（県内店舗）   | メガネトップ（眼鏡市場）<br>メガネスーパー<br>和真                              |
| ・旅行代理店<br>（県内代理店） | 近畿日本ツーリスト<br>トップツアー<br>日本旅行<br>富士急トラベル                     |
| ・自動車免許取得          | 長坂自動車教習所   |
| ・宿泊施設等            | 湯本富士屋ホテル、箱根ホテル、富士ビューホテル<br>フルーツパーク富士屋ホテル<br>富士屋ホテル仙石ゴルフコース |
| ・引越業者             | 引越のサカイ<br>アート引越センター  |
| ・冠婚葬祭             | セレス甲府（アピオ）<br>アピオセレモニーホール                                  |
| ・リフォーム            | 庵住工房<br>小澤工務店  |
| ・賃貸物件斡旋           | レオパレス21  |
| ・住宅建築             | セキスイハイム（株）   |
| ・衣料用品             | 満足屋  |